



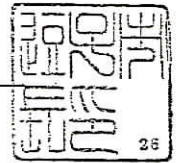
逗子市告示第 179 号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例違反による、事業者の氏名等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成 4 年逗子市条例第 18 号）第 30 条第 2 項に基づき、同条例第 7 条第 1 項に規定する事業者の氏名等を次のとおり公表する。

2010 年（平成 22 年）9 月 28 日

逗子市長 平井 竜



公表する事項

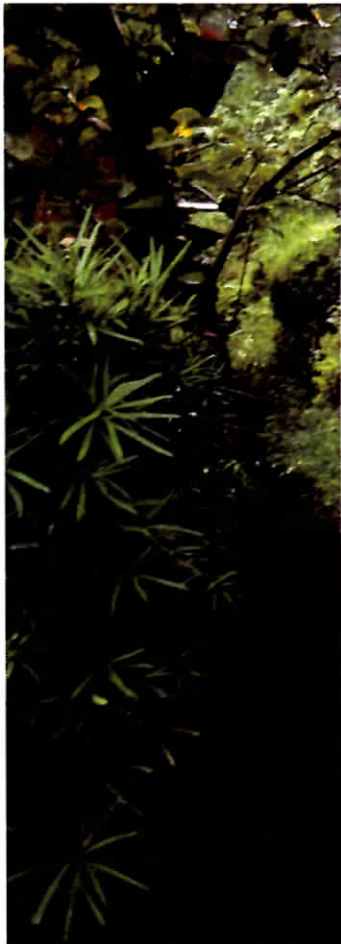
1 事業者の氏名等

氏 名：夫馬 直樹

住 所：逗子市山の根三丁目 3 番 26 号 201 号

2 事実

夫馬 直樹は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例第 30 条の規定に基づき、平成 22 年 2 月 8 日付け 22 逗 0602 発第 390001 号をもって行った指導及び平成 22 年 4 月 9 日付け 22 逗 0602 発第 980002 号をもって行った勧告に従うことなく、同条例の手続きを行わずに、逗子市山の根三丁目 149 番 5 ほか地内において、300 平方メートル以上に及ぶ木竹の伐採及び土石の採取を実施した。



2 事実

株式会社アイズシノキ(取締役 職員ミヨコ)は、平成18年11月から同12月ごろにかけて、逗子市山の根3丁目149番1ほかにおいて、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の手続きを行わずに、300平方メートル以上に及ぶ木竹の伐採及び土石の採取を実施した。

逗子市告示 第179号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例違反による、事業者の名称等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成4年逗子市条例第18号)第30条第2項に基づき、同条例第7条第1項に規定する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2010年(平成22年)9月28日 逗子市長 平井 竜一

- 1 事業者の氏名等 氏名 夫馬直樹  
住所 逗子市山の根3丁目3番26号201号

2 公表事実

夫馬直樹は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例第30条の規定に基づき、平成22年2月8日付け22逗0802発第390001号をもって行った掘削及び平成22年4月9日付け22逗0802発第990002号をもって行った掘削に従うことなく、同条例の手続きを行わずに、逗子市山の根3丁目149番5ほか地内において、300平方メートル以上に及ぶ木竹の伐採及び土石の採取を実施した。

